

# 中国特許侵害訴訟における均等の判断

～効果の同一性～

## 中国知的財産権訴訟判例解説（第84回）

3M公司

上訴人（一審原告）

上海源嘉プラスチック有限公司

被上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概要

中国においては均等侵害に関し、司法解釈では以下の通り規定されている（法釈 [2001] 21号 第17条第2項）。

#### 第17条第2項

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と実質的に同一の手段により、実質的に同一の機能を実現し、実質的に同一の効果をもたらす、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

つまり、対象となる特徴が請求項に記載の技術的特徴と実質的に同一の手段、機能、効果を有し、かつ、容易に連想できる場合、均等とされる。本事件においては被疑侵害製品の「階段遷移」構造が均等か否かが争点となったところ、上海市高級人民法院は、請求項に記載の技術特徴との効果が相違するとして均等侵害を認めない判決を下した<sup>1</sup>。

### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

3M公司（原告）は、液体スプレー用のスプレーガンと称する発明特許ZL98802016.5号（以下、016特許という）を所有している。争点となった請求項1は以下の通りである。なお、符号及び争点となった箇所を示す下線は筆者において付した。

---

1 2018年8月8日上海市高級人民法院判決（2016）沪民终459号